都市緑地法運用指針改正案（新旧対照表）

○緑の基本計画関係部分

改　正　案	現　　行
2　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画） (1)・(2)　（略） (3) 基本計画の対象等 ①　基本計画は、都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため定めることとされている。 ②　基本計画は、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化等についても対象とすることが望ましい。 ③　なお、基本計画は都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的としていることから、主として都市計画区域内において講じられる措置を定めるものであり、都市計画区域外で講じられる措置としては、公共公益施設を対象とする緑地の保全及び緑化の推進に関する措置及び準都市計画区域内における緑地保全地域の指定等のうちから都市計画区域内で講じられる措置とあわせて実施することが必要なものを定めるべきである。 　都市計画区域外で講じる公共公益施設を対象とする緑地の保全及び緑化の推進に関する措置は、都市計画施設のほか、道路、河川、下水道、公営住宅等の公的管理主体による住宅、学校、社会教育施設、ごみ焼却場、官公庁等いわゆる公共公益施設で都市計画区域における緑地と一体となって良好な都市環境の形成を図るものを対象とし、農林水産関連の公共公益施設、都市計画区域外における民有地並びに国有林野及び公有林野等官行造林地は対象としないことが望ましい。また、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推	2　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画） (1)・(2)　（略） (3) 基本計画の対象等 ①　基本計画は、都市計画区域を有する市町村において、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため定めることとされている。 ②　基本計画は、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化等についても対象とすることが望ましい。 　なお、基本計画は都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的としていることから、都市計画区域を前提として講じられる措置を定めるものであり、都市計画区域外で講じる措置としては、都市計画施設のほか、道路、河川、下水道、公営住宅等の公的管理主体による住宅、学校、社会教育施設、ごみ焼却場、官公庁等いわゆる公共公益施設で都市計画区域における緑地と一体となって良好な都市環境の形成を図るものを対象とし、農林水産関連の公共公益施設、都市計画区域外における民有地並びに国有林野及び公有林野等官行造林地は対象としないことが望ましい。また、都市計画区域外で講じる公共公益施設を対象とする緑地の保全及び緑化の推進に関する措置は、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（緑化重点地区）並びに「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」（保全配慮地区）以外では即地的に定めないことが望ましい。

進に配慮を加えるべき地区」（緑化重点地区）並びに「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」（保全配慮地区）以外では即地的に定めないことが望ましい。	
④　（略）	③　（略）
（4）～（10）　（略）	（4）～（10）　（略）